

外国人労働者に対する安全衛生対策を徹底してください！

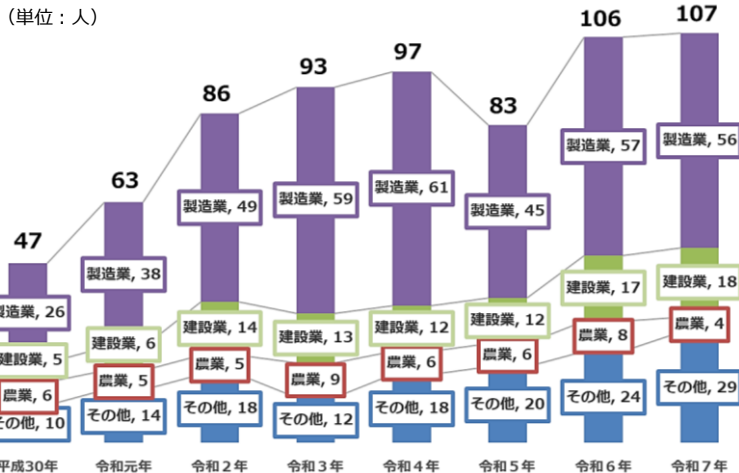
近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。

外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解、実行して外国人労働者の労働災害を未然に防止するため、以下の安全衛生対策の取組を徹底しましょう。



長野労働局HP
外国人労働者向け安全衛生教育用資料

1 外国人労働者の労働災害発生状況・安全衛生教育関係の指導状況



↳ 長野県内における外国人労働者に係る死傷者（休業4日以上）の推移（平成30年～令和7年）

長野県内の外国人労働者の死傷災害は増加傾向にあり、令和7年は107人（前年比1人増加）となり、記録が残る平成10年以降最多となりました。令和7年の業種別では「製造業」が56人で最も多く、全体の52.3%を占めています。

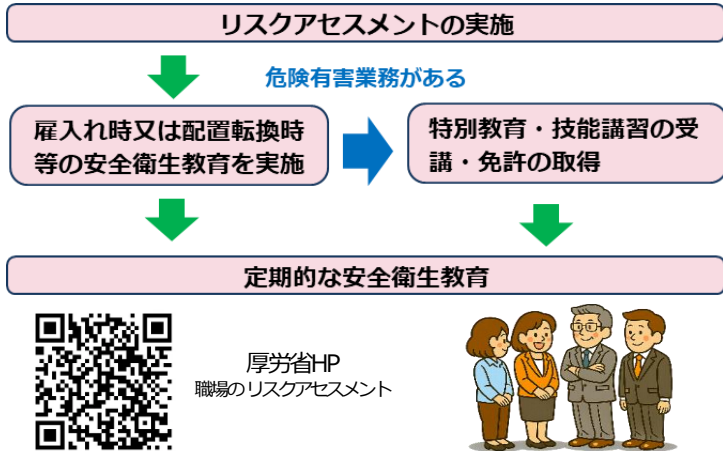
また、事故の型別では、「はさまれ等」が24人（22.4%）と最も多く、次いで「転倒」19人（17.8%）、「動作の反動等」16人（同15.0%）の順で災害が発生しています。

なお、労働安全衛生法第59条や第60条に基づく教育（下記2参照）について、令和7年の全監督指導結果では、70事業場で法令違反が認められています。

2 安全衛生教育・就業制限業務

外国人労働者に対する教育を実施するに当たっては、**母国語を用いる、視聴覚教材を用いる**など、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法を選択する必要があります。特に、外国人労働者に使用させる**機械、原材料等の危険性・有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意**しなければなりません。

右図の手順に則り、リスクアセスメントを実施した後、その結果に応じた安全衛生教育を外国人労働者の日本語理解力に合わせて適切に実施してください。法令の安全衛生教育としては、**雇入れ時又は作業内容の変更時の教育、特定の危険有害業務（フォークリフトやクレーン作業等）を行わせる場合に事前に特別教育・技能講習の受講、免許の取得をさせる必要があります**。所定の教育実施後も定期的に繰り返し教育を実施することが重要です。



【日本語理解力に合わせた「やさしい日本語」のポイントとは】①話し出す前に内容を整理する ②一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る ③尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる ④単語の頭に「お」をつけない ⑤漢語よりも和語を使う ⑥外来語を多用しない ⑦言葉を言い換えて選択肢を増やす ⑧ジェスチャーや実物提示 ⑨オノマトペ（擬音語・擬態語）は使わない ⑩相手の日本語の力が高い場合は「やさしい日本語」をやめる

外国人労働者のための 安全衛生教育等自主点検表		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生教育の実施 安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解 労働災害防止のための指示などを理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示などについて、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>



厚労省HP
業種別の教材



厚労省HP
教材の一覧



厚労省HP
未熟練労働者に対する
安全衛生教育マ
ニュアル



中央労働災害防止協会HP
外国語による安全衛
生教材



3 日常の安全衛生活動・安全標識等

ToDo 外国人労働者を交えて行う危険予知訓練（KYT）

危険要因を探し出し、議論を通じて解決策を明らかにする危険予知訓練（KYT）は、「ルールを理解しているのか、理解していないのか」、「理解はしているが、ルールを守っていないのか」などについて確認できる場面ともいえます。その意味から、お互い本音で話し合いをすることが大切です。安全衛生推進者、職長等を確実に選任し、月1回の特定曜日にミーティングする等、定期的に繰り返し実施してください。



厚労省HP
危険予知訓練（KYT）

ToDo 外国人労働者のヒヤリハット報告活動

ヒヤリハット事例を教育に用いることには、以下の意義があります。

- 【①職場に潜む危険の認識】日本の作業場の状況について、初めて見聞き、経験する外国人労働者に対し、職場内にどのような危険があるかを、分かりやすく認識させることができます。
- 【②危険感受性の向上】ヒヤリハット報告活動を行う中で、自らの活動に加え、同僚の報告を読んだりする経験を通し、危険感受性を高めることにつながっていきます。
- 【③危険予知訓練（KYT）との連動】日常のヒヤリハット報告活動で蓄積された情報を、危険予知訓練（KYT）に活用することにより、自身が体験したヒヤリハットの持つ意味をさらに深く理解することにつながっていきます。



厚労省HP
ヒヤリハット事例集

ToDo 外国人労働者との4S（5S）活動

4S（5S）活動は、日本独自に進化してきたもので、外国人労働者には馴染みがないものです。そのため、その意義をきちんと説明し、理解してもらうことが重要です。4S（5S）活動は、職場を単にきれいにするという表面的なことではなく、職場の安全と作業者の健康を守り、生産性を向上させる取組みであって、この好ましい状態を維持することです。この活動には、①労働災害の防止、②作業の効率化、③労働環境の向上をさせる意義があり、労働者の勤労意欲の維持向上につながります。



ToDo 外国人労働者に対する労働災害防止の掲示

外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラストと、それらと組み合わせる外国語による注意喚起文を事業場内に掲示することが効果的です。ただし、労働災害のリスク低減措置は、法令に定められた事項の遵守、危険な作業の廃止・変更等により危険性を除去する等の本質的対策、インターロック・覆い等の設置等の工学的対策が最優先です（掲示物だけでは安全対策を講じたことになりません）。



厚労省HP
外国人労働者の労働災害防止のための表示

4 健康管理（健康診断、ストレスチェック）

Point 宗教上の習慣やタブー、西洋医学に慣れていないケースがあります

外国人労働者に対しても日本人労働者と同様に健康診断等を実施し、その結果を本人に通知しなければなりません。しかし、外国人労働者によっては、検査に不慣れであったり、拒否されたりする場合があります。そのような際には、健康診断等の目的、必要性などを丁寧に説明し、対象者の理解を得る対応が必要です。

ToDo ①雇入れ時、定期健康診断

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入れ時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者(※)	雇入れの際
定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(※)(特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回

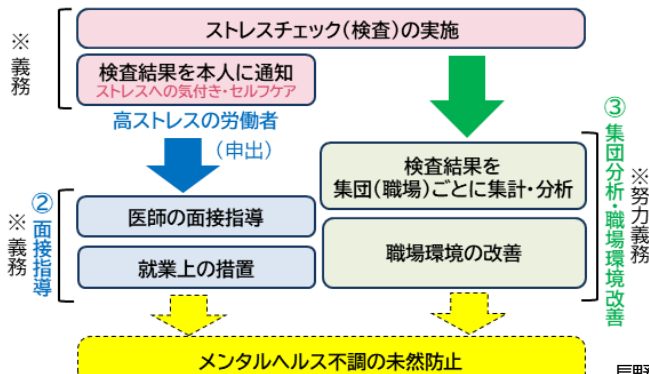
※常時使用する労働者とは、契約期間が1年以上(予定を含む)で、1週間の労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の3/4以上の労働者です。

ToDo ②医師等からの意見聴取

有所見者については、健診実施後3か月以内に医師等から意見聴取を行う必要があります。産業医を選任していない事業場については、地域産業保健センターをご活用ください。

ToDo ストレスチェック (令和10年4月1日から労働者数50人未満の事業場でも義務化)

「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票(選択式)に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための年1回実施する検査です。ストレスチェック制度の導入に関する相談等は、長野産業保健総合支援センターが行う支援をご活用ください。



地域産業保健センター



長野産業保健総合支援センター